

請 願 文 書 表

(5年12月議会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
2	令和5年 11月27日	建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願	<p>亀岡市宇津根町川ノ口6-2</p> <p>全京都建築労働組合（京建労）亀岡支部 支部長 田畑 浩</p>	<p>福井 英昭 齊藤 一義 三上 泉</p>	<p>（請願の要旨） 建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書を国に提出いただくこと</p> <p>（請願の理由） 建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月から給付金制度が開始されました。</p> <p>しかし、「史上最大の公害」ともいわれる建設アスベスト被害の最大の原因者である建材メーカーが同制度に拠出しておらず、また国の違法期間外に就労した建設従事者や、屋外工が補償されないなど、アスベスト被害の全面救済に向けては同制度の改正が必要です。</p> <p>あわせて現在、問題視されているのは、2006年9月1日（アスベスト全面禁止）以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事です。アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、全ての解体・改修工事の施工前に、アスベスト含有建材を事前調査することとなりました。しかし、その調査・除去費用は建物所有者である亀岡市民か、請負業者が負担することになります。この負担を避けるために無届け、違法工事が横行する懸念もあり、早急な対策が必要です。</p> <p>具体的には、国（国交省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」の大幅な拡充、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成制度の創設が求められます。また、多くの国民がアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の注文者や請負業者の負担</p>	環境市民厚生 常任委員会

					<p>を知りません。国民全体の課題と捉え、国民への周知を行うべきです。</p> <p>以上のように、建設アスベスト被害者の救済、国民・建設従事者の健康被害防止といった観点から、貴市議会におかれましても、同内容の国への意見書の提出を求めるものです</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	--	---	--